

電 気 保 安 年 報
電 気 事 故 件 数 表

年度分

事業者名 _____

事故の種類	電気火災			感電死傷			原子力発電 欠損等による 死傷・物損			原子力発電工作物の損壊				供給 支障 (被害なし) 被害	発電支障			電気事業法 第106条に 基づくその報 告			事故総件数		
	有	無	計	有	無	計	有	無	計	主要原子力 発電工作物	その他の工 作物	有	無		計	有	無	計	有	無	計		
供給支障 件数	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計	有	無	計		

備考 1 発電支障事故は、原子力発電所に属する容量15万キロボルトアンペア以上の発電機が、当該発電所の電気工作物の故障、損傷、破壊等により 3 時間以上運転を停止した事故について記載すること。

2 電気事業法第106条に基づくその他の事故報告とは、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第 3 条に掲げる事故以外に原子力規制委員会又は経済産業大臣により法第106条の規定に基づき報告を求められた事故のことをいう。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。